

Notification Board

まちの案内板

町から住民の皆様への重要な情報をお知らせする案内板です。

はり・きゅう利用券について

平成27年度のはり・きゅう利用券の申請受付を4月1日から健康福祉課介護高齢者支援係④番窓口で行います。

はり・きゅう施術費補助事業は、町指定の治療院ではり・きゅうの施術を受けたときに1回につき1,000円助成する制度です。

対象者
満65歳以上の方

※入院中・施設入所の方は対象になりません。
※平成25年度から対象年齢が満60歳から満65歳以上に変更となりましたが、経過措置として、昭和28年4月1日以前に出生された方は、65歳に到達しなくても対象とします。

助成内容

《支給枚数》1ヶ月当たり3枚とし、申請月より年度末(3月)までの月数を乗じた枚数

《助成金額》施術1回につき1,000円(1,000円を超えた金額は個人負担)

申請に必要なもの

- ①年齢を証明する書類(健康保険証・介護保険証等)
- ②印鑑(代理申請の場合は、代理者の印)

問い合わせ [健康福祉課 介護高齢者支援係] TEL 934-2243

特別児童扶養手当・特別障害者手当等の手当額改定のお知らせ

平成26年度全国消費者物価指数の実績値(対前年度比2.7%)の結果、特例水準の段階的な解消(平成27年4月以降は▲0.3%)とあわせて、平成27年4月以降の特別児童扶養手当・特別障害者等手当額は、2.4%の引き上げになります。

	平成27年度(月額)
特別児童扶養手当 1級	51,100円
〃 2級	34,030円
障害児福祉手当	14,480円
特別障害者手当	26,620円
経過福祉手当	14,480円

問い合わせ [健康福祉課 福祉係] TEL 934-2278

身体障害者手帳・療育手帳の専用カバーシールについて

身体障害者手帳や療育手帳の書替えや、写真の貼替えといった偽造を行い、福祉サービス等を不正に利用するといった悪用事案が発生しています。

県ではこのような不正行為を未然に防ぐ対策として、身体障害者手帳・療育手帳の表紙上に専用のカバーシールを貼付します。

4月1日以降、健康福祉課福祉係窓口、福岡県障害者更生相談所に手帳を提示された場合などシールを貼付しますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【注意】

◎シールの貼付対象は福岡県が交付管理する身体障害者手帳・療育手帳です。

◎シールを貼っていない手帳もこれまでと同様に使用できます。

◎シールを貼付希望される場合は、健康福祉課福祉係窓口、福岡県障害者更生相談所まで手帳を持ってお越しください。シールの郵送や、シールのみお渡しすることはいたしません。(療育手帳は福岡県児童相談所でも貼付します。)

◎精神障害者保健福祉手帳はシール貼付対象外です。

問い合わせ [健康福祉課 福祉係] TEL 934-2278

児童扶養手当額改定のお知らせ

平成27年4月分(平成27年8月支給分)から、「平成26年平均の全国消費者物価指数及び特例水準の段階的な解消」により、手当額が下記のとおり引き上げとなります。

なお、現在交付中の手当証書には、改定前の金額が記載されています。

	児童扶養手当額(月額)	
	平成26年度	平成27年度
全額支給	41,020円	42,000円(+980円)
一部支給	41,010円 ~9,680円	41,990円(+980円) ~9,910円(+230円)

受付・問い合わせ [子育て支援課 子育て支援係] TEL 934-2250

花づくりボランティアを募集します

町では、町内花壇に植付けする花をボランティアの方々に育ててもらっています。

みなさんも手の空いた時間で花の苗を育てるお手伝いをしてみませんか?
興味がある方は、お気軽にお問い合わせください。

【活動期間】 春: 4月上旬~6月頃 秋: 9月中旬~11月頃

【活動内容】 育苗資材の洗浄消毒
土づくり(ポットに土を入れる作業)
苗の移植(ポットに移植する作業)
水やり(当番制で行います)



問い合わせ [環境課 公園緑地管理係] TEL 934-2226

平成27年度固定資産税課税台帳の閲覧について

地方税法第382条の2の規定により、固定資産税課税台帳を閲覧に供します。閲覧できる方は、本人(代理の場合、委任状が必要)、納税管理人、相続人、借地人、借家人等です。

【閲覧場所】 宇美町役場 税務課

【閲覧開始日】 平成27年4月1日(水)

【閲覧時間】 8時30分~17時15分
(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

【閲覧手数料】 4月1日(水)~6月1日(月)…無料
6月2日(火)以後…
1納税者(共有含)につき300円

【備考】 閲覧される方は、印鑑または納税通知書、課税明細書等関係書類をご持参ください。
また相続人の場合は、被相続人との関係がわかる書類(戸籍等)、借地・借家人の場合は契約書等を提示してください。

問い合わせ [税務課 固定資産税係] TEL 934-2242

お詫びと訂正

広報うみ2月号の18ページ「まちの案内板」に掲載いたしました、「身体障害者相談員をご紹介します」の記事の、身体障害者相談員である井上幸太郎さんの電話番号に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

【誤】TEL 932-1395→【正】TEL 932-1399

福祉タクシー利用券について

平成27年度の福祉タクシー利用券の申請受付を4月1日から健康福祉課福祉係③番窓口・介護高齢者支援係④番窓口で行います。

福祉タクシー事業は、タクシーの初乗り料金を助成する制度です。

対象者

次のいずれかに該当する**在宅生活の方(入院中・施設入所中の方は対象になりません)**

- ①身体障害者手帳1級・2級
- ④特定医療費(指定難病)受給者
- ②療育手帳A判定
- ⑤介護保険認定の要介護以上(要)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級・2級 支援1、2は対象になりません)

助成内容(月当たり利用枚数)

対象者①から④(身体障害者等)は、3枚(年間36枚)

(ただし、人工透析受診者で身体障害者手帳1級・2級所持者は月4枚(年間48枚)交付)

対象者⑤(介護保険認定の要介護以上)は、2枚(年間24枚)

助成金額

初乗り料金(570円を限度とする)

申請に必要なもの

①対象者であることを証明する書類(・障害者手帳・特定医療費(指定難病)受給者証・介護保険証等)

②印鑑(代理申請の場合は、代理者の印)

③写真(スナップ可、但し、顔が縦3cm×横3cm以内に収まったもの。)

窓口混雑予想

4月1日(水)~2日(木)は、毎年窓口が大変混雑します。そのため、お待たせする場合があります。皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

問い合わせ [健康福祉課 福祉係] TEL 934-2278
[健康福祉課 介護高齢者支援係] TEL 934-2243

平成27年度 土地及び家屋の価格等の縦覧帳簿の縦覧について

地方税法第416条の規定により、土地及び家屋の価格等の縦覧帳簿を縦覧に供します。縦覧できる方は、土地及び家屋の納税者です。

【縦覧場所】 宇美町役場 税務課

【縦覧期間】 4月1日(水)~6月1日(月)
(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

【縦覧時間】 8時30分~17時15分

【備考】 縦覧される方は、印鑑または固定資産税納税通知書・課税明細書等をご持参ください。

問い合わせ [税務課 固定資産税係] TEL 934-2242

生徒ひとりに教師ひとりの個別指導塾

個別指導教室 アンビシャス

宇美南中徒歩3分・駐車場完備 692-7001

株式会社 AMBITIOUS

習字研究社 宇美町教室

●●●●● 無料体験実施中 ●●●●●

原田中央区公民館 水曜日 16時~18時

明治町区公民館 木曜日 16時~19時

【対象】 幼児~高校生

【講師】 吉田 澄香 (TEL 934-2267)

宇美フットボールクラブ 幼児スクール生募集

未経験者歓迎! お気軽にご参加下さい。

コーチ・代表: 郡島俊久 (日本サッカー協会B級ライセンス)

対象年齢: 3歳~6歳 月謝: 2,940円 ※練習は1回45分。詳細はブログにて。

入会金: 3,150円(「広報を見た」で無料!)

宇美フットボール 検索 http://umi-fc.lblog.jp/ (事務局) 宇美町平和1-4-23 TEL 092-932-1314(代表: 郡島)

選べる保険ショップ!

ほけんの110番 宇美店

☎092-934-3810

営業時間 10:00~20:00

無料駐車場あり 店舗相談可 訪問相談可

〒811-2101 福岡県糟屋郡宇美町宇美4-8-1ユービオス 1F にてつストア レジ裏 株式会社ほけんの110番